

大空町教育委員会障がい者活躍推進計画

（計画期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日まで）

令和7年3月

大空町教育委員会

大空町教育委員会障がい者活躍推進計画

1. 計画の趣旨

本町では、令和2年6月に策定した「大空町教育委員会障がい者活躍推進計画」に基づき、町長部局と連携しながら、障がい者が活躍できる職場づくりなどに取り組んできました。

この度、現計画が終了することに伴い、障がい者雇用率の向上や障がいのある職員が活躍できる職場づくりの推進などに向けて、第2期計画を策定します。

第2期計画では、法定雇用率を見据えながら、町長部局と連携をし、障がいのある職員一人一人が自分の能力を最大限に発揮できる職場づくりや、障がいの種別を問わず安心して安定的に働くことができる環境の整備などに取り組んでいきます。

2. 計画期間

本計画期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとします。

ただし、毎年度の計画の取組状況を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

3. 障がい者雇用に関する課題

大空町教育委員会は、町長が採用した職員のうちから出向による任命形式により職員等を配置していることから、実態として一体の雇用管理をしています。また、現在は大空高等学校の教職員も管理の対象となっているところです。このことから、法定雇用率の達成については町長部局及び北海道教育委員会と連携し進める必要があります。

4. 障がいのある職員の活躍推進に関する取組により達成しようとする目標

(1) 採用に関する目標

〔目標〕・法定雇用障害者数以上の障がい者を雇用する。

・大空町全体（町長部局を含む）で、障がい者を5名雇用する。

〔現在の状況〕 法定雇用者数 1名、雇用者数 1名（令和6年6月時点(教委部局)）

〔評価方法〕 毎年の障害者任免状況通報により把握・進捗管理。

(2) 定着に関する目標

〔目標〕 不本意な離職者を極力生じさせない。

〔現在の状況〕 令和6年度における離職者はなし。

〔評価方法〕 人事記録を基に前年度採用者の定着状況の把握及び進捗管理を行う。

5. 取組内容

(1) 障がいのある職員の活躍を推進する体制整備

① 組織面

- ・障がい者雇用推進者として、生涯学習課長を選任します。
- ・町長部局が設置する「障がい者雇用推進チーム」に参加する。
- ・生涯学習課学校教育グループに相談窓口を設置し、障がいのある職員が相談しやすい体制を整えます。

② 人材面

- ・障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、速やかに選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、障がいへの理解を深め、障がいのある職員を適切に支援するため、選任された年度内に労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・在職中に疾病、事故などで障がいを負い、従来の職務遂行が困難となった職員から相談があった場合には、負担なく遂行できる職務について検討します。

(3) 障がいのある職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ・障がいのある職員の要望や職務遂行にあたり障壁となっている事情を把握し、適切な措置を講じます。
- ・新規に採用した障がいのある職員については、面談により必要な配慮等を把握し、必要な措置を講じます。
- ・障がいのある職員への合理的配慮のあり方について、全職員へ周知し、必要に応じ職員研修を実施します。
- ・時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進します。
- ・在職中に疾病、事故等により障がいを負った職員について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職務環境の整備等を行います。

6. その他

国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。